



金融機関はお客様の年齢や預貯金額といった情報を有しているため、的確なタイミング

遺言書はあくまで 死後に効力を持つもの

としての取組みが必要だ。今後20年以上にわたり、巨額の資産がロックされる可能性がある中で、お客様には認知機能の低下が懸念される段階からの備えが欠かせない。
具体的には任意後見契約や信託の活用、さらには一部の金融機関が導入している「特定の代理人に取引を委任する制度（以下、代理人制度）」など、本人の意思が明確なうちに利用できる制度を適切に取り入れておくことが重要だ。これらの制度にはそれぞれ特性や制約があるが、内容をよく理解したうえで専門家の助言を受けながら提案できれば、お客様には適切に活用いただけるだろう。

グで効果的な提案ができるといふ強みがある。そうした立場を活かしつつも、損得勘定を超えた使命感の下、次世代への円滑な資産承継を支援することは、日本全体の経済の健全な循環を維持するうえで重要な責務といえる。
もちろん、相続対策の基本として遺言書の作成も欠かせない。しかし、遺言書はあくまで死後に効力を持つものであり、生前の資産管理には対応していない。こうした理由から、元気なうちにこそ必要な備えとして、任意後見制度や信託、代理人制度の活用を促進し、これらを生活に根ざした文化として広めていくことが求められている。
金融機関と専門家が連携し、お客様の個々の事情に寄り添った具体的な提案を行うことで、誰もが安心して老後を迎えられる社会の実現に近づけるはずだ。

令 和6年4月1日から相続登記が義務化されたことにより、これまで長い間放置されていた不動産について、ようやく手続きを始める人が増えてきた。中には数十年にわたり放置されていたため、代を重ねることに相続人が増えて、最終的には名義人が数十人、場合によっては100人を超える不動産もあり、手続きがなかなか進まないケースも少なくない。

こうした場合には、司法書士などの専門家に依頼し、戸籍や住民票などの調査を通じて相続人を特定し、その住所を突き止める作業が行われる。
住所が判明すれば、まずは事情を説明した文書を送って連絡を試みるのが一般的だ。しかし、見ず知らずの人から突然、文書が届いた相続人の側からすると「これは新卒の詐欺ではないか」と疑っても無理はない。
仮にその文書の内容が正当なものであったとしても、「相続手続きのために、実印や印鑑証明書を出してほしい」と急に頼まれると、不安

増加傾向にある 相続案件と お客様の悩み

坂本将来 みなと司法書士・行政書士事務所代表
一般社団法人エンディングパートナー理事長

ここでは、増加傾向にある相続案件を三つの観点から見ていきつつ、お客様の抱える悩みとその対応を解説する。

2 025年には団塊の世代がすべて75歳を超え、後期高齢者の仲間入りを果たす。この人口ボリュームの大きな世代が一齐に高齢期を迎えることで、今後、相続の発件数が飛躍的に増えるのはほぼ確実だ。
それに伴い相続財産の総額も増加傾向にあるが、同時に見過ごせないのが「認知症による資産の凍結」という深刻な問題である。
以前、日経新聞において「2030年には認知症患者が保有する資産が215兆円に達する」という予測が報じられた。この215兆円とい

う金額は、日本全体の家計が持つ金融資産の10%を上回る規模にあたるそうだ。
これほど多くの人々が認知症によって判断能力を失う状況では、預貯金や不動産などの資産が本人名義のまま動かせなくなる、いわゆる資産の凍結状態が急増すると考えられる。膨大な資産が事実上の凍結状態に置かれることは、経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、日本経済全体にとっても大きなリスクといえる。
このような事態を防ぐためには、単なる収益追求を超えた、金融機関の社会的使命と



1 団塊の世代の 高齢化と 生前の対策の 重要性